

環境安全研究センター教育教材の外部有償配付に関する規則

平成30年4月23日

環境安全研究センター運営委員会議決

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学環境安全研究センター(以下「センター」という。)が制作した環境安全教育教材(以下「教材」という。)の学外への有償配付について、必要な事項を定めるものである。

(教材の範囲)

第2条 教材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ビデオ教材
- (2) デジタルコンテンツ
- (3) 冊子テキスト

(有償配付の要件)

第3条 教材は、次に掲げる要件を全て満たす場合に有償配付により利用できる。

- (1) 利用が、科学技術・産業技術の発展に資する環境安全の素養を身につけた人材の育成を目的とすること。
- (2) 利用が、営利を直接目的とするものではないこと。

(利用者の条件)

第4条 利用者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 国内外の行政機関あるいは法人に所属する環境安全管理・教育に関わる者
 - (2) その他、環境安全研究センター長(以下、「センター長」という。)が認めた者
- (利用の申請手続き)

第5条 教材を利用しようとする者は、利用申請書(様式1)および誓約書(様式2)をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、申請書および誓約書の内容に基づいて教材利用の可否を判断し、申請者に遅滞なく結果を伝えることとする。

(利用の条件)

第6条 教材の利用には、センターが指定する講習会等を受講することを条件とする。

2 教材の利用にあたり、利用者は次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 教材を他人に貸与あるいは譲渡しないこと
- (2) 教材を加工あるいは編集しないこと
- (3) 教材内容に疑問が生じたときは、速やかにその旨をセンターが定める教材管理者に届け出ること
- (4) その他、センターが定める教材管理者の指示に従うこと

(教材の代金)

第7条 教材の代金については、別に定めるものとする。

(利用許可の取消)

第8条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用者の利用許可を取り消

すことができる。

- (1) 管理上の事由が生じた場合
- (2) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (3) 第6条に定める利用の条件が満たされない場合
(制作者の記載)

第9条 利用者が、教材を利用する場合には、センターから提供を受けた旨の記載をしなければならない。また、センターに著作権がある教材を利用する場合には、センターに著作権がある旨の記載をしなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教材の利用に関し必要な事項はセンター運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月23日から施行する。

国立大学法人東京大学 環境安全研究センター長 殿
 (利用希望代表者)
 〒
 住所
 所属
 身分
 氏名

印

利 用 申 請 書

標記の件について、環境安全教育教材の利用を申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

注文 No

太枠内をご記入下さい

教材の種類	
使用目的および 使用の範囲 (具体的に ご記載下さい)	
請求書送付先 及び 納品先	〒 住所 氏名 Tel : Fax : E-mail:
請求書宛名	
備考	

* 審査及び事務手続きに各 2 週間を要する場合があります。

お問い合わせ先及び送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学環境安全研究センター 環境安全教育教材担当

Tel : 03-5841-2972 Fax : 03-5841-1233 E-mail : ehsprogram@esc.u-tokyo.ac.jp

センター長	事務担当者	教材責任者	担当者
日付	日付	日付	日付
印	印	印	印

年 月 日

国立大学法人東京大学 環境安全研究センター長 殿

誓 約 書

東京大学環境安全研究センター環境安全教育教材（以下「教材」という。）の利用に際し、利用希望者は以下の事項を厳守することを誓約します。

- (1) 申請した使用目的および使用の範囲以外には利用しない。
- (2) 教材を他人に貸与あるいは譲渡しない。
- (3) 教材の複製はしない。
- (4) 同一教材を複数セット購入する場合には、その配布先を管理する。
- (5) 教材を利用する場合には、東京大学環境安全研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けた旨の記載をする。また、センターに著作権がある教材を利用する場合には、センターに著作権がある旨の記載をする。
- (6) 教材の利用は、教材管理者が指定する講習会等を事前に受講し、その教育内容に沿って行うこととする。
- (7) 教材の利用は、利用希望者の責任で行い、それによってトラブルが発生した場合の責任は東京大学には一切負わせない。

氏 名 _____

署名又は捺印 _____

日 付 _____ 年 月 日

環境安全研究センター教育教材の外部有償配付取扱細則

平成30年4月23日
環境安全研究センター環境安全教育専門委員会議決

(趣旨)

第1条 この細則は、環境安全研究センター教育教材の外部有償配付に関する規則第7条に基づき、環境安全教育教材(以下「教材」という。)の外部への有償配付の際の代金(以下「代金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(代金)

第2条 教材の代金は、別表に定めるところによる。ただし、環境安全研究センター長が特に認めた場合は代金の徴収を免除することができる。

(代金の徴収)

第3条 代金は、本学が発行する請求書により徴収することとする。

2 利用者への代金の請求は、原則として申請ごとに行う。

3 支払期限までに代金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を請求することがある。

4 納付された代金は、原則として払い戻ししない。

附 則

この細則は、平成30年4月23日から施行する。

別表(第2条関係)

教材名	代金*1	追加代金*2
実験時の服装(ビデオ教材) Combustion experiment of lab. coat (Video)	30,000 円	500 円
ヒュームフードの構造と機能(ビデオ教材)	50,000 円	500 円
溶媒引火の危険性(ビデオ教材) Ignition to solvent (Video)	30,000 円	500 円

*1 代金には教材1セット、利用説明、送料が含まれる。

*2 すべての教材は複製を認めないため、利用申請書に記載の使用範囲内にて利用するにあたり、教材が複数セット必要な場合は、追加代金ごとに教材1セットを提供する。